

宮城県シンガポール向け殻付きかき輸出衛生証明書交付要領

第1 趣旨

この取扱いは、宮城県内で生産された、シンガポール向けに輸出される殻付きの生きたかきについて、宮城県が衛生証明書の交付を行う手続について定めるものである。

第2 対象となる水産物

対象は、宮城県内で生産された殻付きの生きたかき (*Crassostrea gigas* マガキ) とする。

第3 証明書の対象となる内容

この取扱いにおいては、輸出されるかきが、生産・加工・流通の過程において衛生的に管理されていると認められる場合に証明書を交付する。なお、下痢性貝毒又はまひ性貝毒の発生により、出荷自主規制又は出荷自粛がなされている海域、及び生産者団体が実施するノロウイルスの自主検査結果が陽性である海域で生産されたかきに対しては証明書を交付しない。

第4 申請手続き

証明書の交付を申請する者は、以下の(1)から(8)に掲げる書類に必要事項を記載し県に提出する。但し、(2)については電子データにより提出すること。

- (1) 申請書(別紙様式1)
- (2) 証明書様式(別紙様式2)
- (3) インボイスの写し、パッキングリスト等の写し
- (4) 採取海域、採取日、数量を確認できる販売証明書等の写し
- (5) 自主回収の計画書(任意様式)
- (6) 殻付きかきを出荷する旨を保健所に届出した書類の写し
- (7) 「生かきの取扱いに関する指導指針」に定める、水質基準及び衛生的基準を満たしていることを確認できる直近の試験検査書の写し、及び浄化に使用する海水が腸炎ビブリオ陰性であることを確認できる試験検査書の写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

第5 加工施設の調査

県は、証明書を交付するにあたり、かきを加工した施設について現地調査を実施することがある。その場合、申請者は調査に協力しなければならない。

第6 輸出したかきの自主回収

- 1 シンガポールの動物衛生、食品衛生等に関する法令に違反した旨の連絡をシンガポール政府から受けるなど、殻付きかきに問題が発生した場合は、申請者は自主回収計画書に基づいて自主回収を行わなければならない。また、申請者は、生産から現地輸入者までの殻付きか

き流通事業者に対し、販売記録等を1年間保管する等の管理をし、かつ回収時の協力を要請しておく等、自主回収にかかる体制を整備し、計画書を作成しなければならない。

- 2 そのほか殻付きかきによる健康被害の発生した場合、又は発生の恐れがあるときは、県は申請者及び取扱施設に対し、自主回収、原因究明及び改善措置並びに検査の強化等、適切な指示を行うことがある。

第7 証明書の交付

- 1 県は、第4の内容を確認の上、別紙様式2により証明書を交付する。交付した証明書は原則として申請者に手交するものとするが、申請者が郵送を希望する場合は、所定の料金分の切手を貼付した返信用封筒を申請時に提出するものとする。
- 2 県は、申請者から提出された別紙様式2に証明書番号、発行機関名及び発行年月日を記載し、担当者が署名し、水産林政部長印を押印するものとする。
- 3 予定していた輸出が中止になり、証明書が不要となった場合には、申請者は取消申請書(別紙様式3)を提出すること。すでに申請者が証明書を受領していた時には、速やかに取消願とともに証明書を県に返却すること。なお証明書の返却が確認されるまで、県は当該申請者に対して新たな証明書を交付しないものとする。
- 4 県は、次のいずれかに該当するときは、当該申請者に対する証明書を交付しない。
 - (1) 提出書類の記載内容が虚偽又は不実であると認められるとき又はその疑いがあるとき。
 - (2) 過去に交付を受けた証明書の不正使用が判明している申請者からの申請であって、当該申請者に証明書を交付した場合に、証明書の適正使用が確保されないと判断されるとき。
 - (3) 申請者及び申請者に関係するかき流通事業者が、第6の2に定める指示を受けているとき。
 - (4) その他相当の理由があると認められるとき。

(申請先)

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3-8-1

宮城県水産林政部水産業基盤整備課 養殖振興班

TEL 022-211-2943

FAX 022-211-2949

suikiseiys@pref.miyagi.lg.jp

附則

この要領は、令和3年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和3年5月24日から施行する。

附則

この要領は、令和4年7月29日から施行する。